

周南市鹿野総合支所施設分類別計画



令和 7 (2025) 年 3 月

周 南 市

目 次

第 1 章 本計画の目的.....	1
第 2 章 施設の設置目的と経緯.....	1
第 3 章 対象施設の一覧.....	1
第 4 章 施設の現状と課題.....	3
第 5 章 今後の施設の方向性.....	5
第 6 章 計画期間.....	6
参考資料.....	7

第1章 本計画の目的

周南市鹿野総合支所施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、本市の「鹿野総合支所」及び「防災倉庫」について、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的と経緯

（1）設置目的

鹿野総合支所は、地域における行政サービスの拠点として、各種証明書の発行や、申請手続き等のサービスを提供しているほか、地域づくりの支援や防災対策などの機能も有しています。また、本庁と地域をつなぐ役割も果たしています。

（2）経緯

鹿野総合支所は、平成15（2003）年4月21日の2市2町の合併に伴い旧鹿野町役場を総合支所として使用していますが、建築後40年以上経過し、低い耐震性と老朽化が問題となっていました。平成27（2015）年3月に「鹿野総合支所施設整備基本計画」を策定し、地域住民への説明、意見の集約、関係機関との調整を踏まえ、平成30（2018）年2月にコアプラザかのへ増築、移転する市の方針を決定し、地域住民に説明を重ねてまいりました。

しかし、その後令和2（2020）年2月に県が公表したハザードマップでコアプラザかのの一部が河岸浸食の恐れがあるエリアと判明したことなどから、コアプラザかのへの移転を白紙としました。このことから、令和2（2020）年中に鹿野地域の自治会を中心に総合支所のあり方を説明し、住民の方々からご意見を拝聴し、令和3（2021）年2月に旧鹿野公民館を解体し、その跡地に総合支所を建設すると決定しました。

決定した建設場所は、小・中学校、図書館、コアプラザかの等の公共施設が隣接し、鹿野地域の教育・行政ゾーンの中心として、機能するように期待されています。

建設事業としては、令和5（2023）年度に建築工事を開始し、令和6（2024）年12月に供用開始しました。

第3章 対象施設の一覧

本計画の対象となる施設及び位置は次のとおりです。

なお、本計画の対象となる施設は、鹿野総合支所地域政策課が所管します。

図表 1 対象施設の一覧

No.	施設分類	施設名	所在地	地域	利用圏域
1	事務庁舎等	鹿野総合支所	大字鹿野上3189番地の1	鹿野地域	準広域
2	事務庁舎等	防災倉庫	大字鹿野上3070番地の1	鹿野地域	準広域

図表 2 施設位置図



第4章 施設の現状と課題

(1) サービスの現状と課題

- ・鹿野総合支所では、住民票や印鑑登録証明書、戸籍や税に関する証明書の発行、保険年金・保健福祉に関する業務、市道や公園の管理、産業や観光に関する業務、自治会や地域づくりに関する業務などを行っています。
また、総合支所だけでは完結できない業務については、所管課との連携により対応をしています。
- ・鹿野総合支所の所管区域は、「平成15年4月20日における鹿野町の区域」ですが、所管区域以外から来庁される市民も多く、行政サービス提供の拠点施設として欠かせないものになっています。
- ・鹿野総合支所には、地域政策課、産業土木課、市民福祉課の3課があり、職員数は、合計で21名です。（令和6（2024）年11月現在）
- ・地域政策課は、教育委員会鹿野総合出張所および選挙管理委員会事務局鹿野総合支局の業務も行っています。
- ・利用状況について、鹿野総合支所で行われる業務のうち市民福祉課の諸証明等発行件数で見ると、年間約2千3百件前後で推移しています。

図表3 市民福祉課における諸証明書等発行状況

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
発行件数	2,987件	2,558件	2,405件	2,441件	2,308件

※諸証明書等・・・戸籍・住民基本台帳・印鑑登録証明・税に関する証明書等

- ・防災倉庫を新たに建築し、防災用の資機材や、食料・飲料水を備蓄しています。
災害時に迅速に対応できる体制を維持していく必要があります。

(2) 建物の現状

- ・建物の現状は次のとおりです。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料 1】として添付します。

図表 4 建物の現状一覧

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物												
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	R6自主点検結果	バリアフリー の状況	ハザードマップの状況					
								総合劣化度	対応	該当	土砂	洪水		高潮	津波
1	鹿野総合支所	683.57	683.57	2024	RC /50年	未経過	新耐震	9.90	全部対応	なし					
2	防災倉庫	198.00	198.00	2024	S /31年	未経過	新耐震	10.10	全部対応	なし					

* 自主点検は毎年実施

* 構造：SRC(鉄骨鉄筋コンクリート造)、RC(鉄筋コンクリート造)、S(鉄骨造)、W(木造)

* 法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)において、構造や用途によって記載のもの

- ・鹿野総合支所・防災倉庫ともに築 1 年未満であり、当面は修繕の必要がありませんが適切に維持保全をしていく必要があります。

第5章 今後の施設の方向性

(1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

その後、施設の築年数に応じて、次のとおり、今後10年以内に優先的に取り組むべき施設を検討します。

- ① 建築後60年以上の施設の優先度は、A（非常に高い）
- ② 建築後30年以上60年未満の施設の優先度は、B（高い）
- ③ 建築後10年以上30年未満の施設の優先度は、C（比較的高くない）
- ④ 建築後10年未満の施設の優先度は、D（高くない）

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから結果を導き出すものであり、最終的な判断・決定にあたっての材料とします。

一次評価を実施したところ、施設の方向性は、継続利用となりました。

なお、一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料2】として添付します。

(2) 総合評価

1) 基本的な考え方

鹿野総合支所は、鹿野地区の行政サービスの拠点となる重要な施設であり、築1年未満であることから「継続利用」となりますが、今後、築年数の経過と共に修繕の必要性も高まってくると考えられることから、不具合が発生してから事後対応を取るのではなく、改修の優先順位付けを行い、適切な予防保全を実施していく必要があります。

2) 具体的な方針

今後の具体的な方針は次のとおりです。なお、以下の内容は、本計画の対象施設の現況を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

図表5 具体的な方針と実施時期（予定）

No.	施設名	主たる建物							一次評価		総合評価	対策の内容（大規模修繕・改修、更新、解体等）				
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況	取組の優先度	結果		R5	R6	R7	R8	R9
1	鹿野総合支所	1	RC / 50年	未経過	新耐震	9.9	全部対応	なし	高くない	継続利用（現状維持）	継続利用					
2	防災倉庫	1	S / 31年	未経過	新耐震	10.1	全部対応	なし	高くない	継続利用（現状維持）	継続利用					

第 6 章 計画期間

本計画の計画期間は、令和 16（2034）年度までとします。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料 1（第 4 章関係）】 建物の現状一覧（詳細）

第 4 章に記載した建物の現状について、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた内容は次のとおりです。

図表 6 建物の現状一覧（詳細）

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	R6自主点検結果																バリアフリーの状況					ハザードマップの状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
								【建築編】										【設備編】										総合劣化度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

＊自主点検結果

- ・自主点検による劣化度を建物の部位ごとにA～Cで判定する。
A:劣化がなく建物の利用に支障なし
B:劣化はあるが建物の利用に支障なし
C:劣化があり建物の利用に支障が生じている又は生じるおそれがある
- ・総合劣化度:建物の築年数、構造、自主点検による劣化度を考慮した、その時点における建物の状況を示す。点数が高い施設ほど、劣化が進んでいる。

【参考資料 2（第 6 章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて施設の方向性について検討を行います。

(1) 個々の施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という 4 つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性がある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ	
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設が存在 存在しない ⇒	◇ 民間譲渡 ◇ 廃止
		◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い		存在する ⇒	
		◇ 法律等による設置義務付けなし			
		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する	
サービス水準の適正化	「施設の量（数、面積）は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する	⇒ ◇ 共同利用
		◇ 利用実態が設置目的に即していない		◇ 補助金などの代替施策で対応可能	⇒ ◇ 廃止
		◇ サービス内容が設置目的に即していない		◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過	⇒ ◇ 廃止
		◇ 過去3年間の利用者数が減少		◇ 建築から30年未満の施設	
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 今後の利用者数が減少見込み	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 利用圏域 地域以外 地域	⇒ ◇ 転用 ⇒ ◇ 地域移譲
		◇ 同種、類似の市施設が存在		◇ 統廃合による施設数の削減	
				統廃合が可能な施設が周辺にある	⇒ ◇ 統廃合
				統廃合が可能な施設が周辺にない	⇒ ◇ 継続利用（規模縮小）
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができないか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 複合化（集約化）の検討	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過	⇒ ◇ 複合化（集約化）
		◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館の稼働率		◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過	⇒ ◇ 複合化（共用化）
		◇ 過去3年間の利用者数が減少		◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない	⇒ ◇ 多目的化
		◇ 今後の利用者数が減少見込み			
		◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い	◇ サービス存続 ※受益者負担の割合の妥当性が低い場合		◇ 民間活力の拡大（指定管理、PFI/PPP）
		◇ 受益者負担の割合が妥当ではない			◇ 受益者負担の見直し

これらの検討により、導き出される個々の施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化(集約化)	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化(共用化)	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用(現状維持)	現状維持のまま継続的に利用します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
継続利用(規模縮小)	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡(売却)します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

図表 7 一次評価結果

項番	施設名	(1) サービス主体の適正化										(2) サービス水準の適正化														
		(1)-1 ・民間によるサービス提供の事例がある						(1)-2 ・市内に同様のサービスを提供する国県の施設がある ・周辺自治体で、周南市からアクセスの良い場所に同様のサービスを提供する公共施設がある				(2)-1 施設本来の目的が達成されている、施設整備当時と状況が変化している					(2)-2 ・施設の利用が少ない、利用者・対象者の減少が見込まれる ・同種施設が複数配置されている									
		代替性 民間参入 ①	代替性 民間参入 ③	公共性 必需性 ③	有効性 互換性 ②		評価結果	有効性 互換性 ②		有効性 互換性 ③	評価結果	公共性 公益性 ①	公共性 公益性 ②	公共性 公益性 ③	建築 経過 年数 (R7.4.1時 点)	有効性 互換性 ①	評価結果	有効性 利用度 ①	有効性 利用度 ③	有効性 互換性 ②		評価結果				
		行政以外に サービスを提供する 民間事業者等の 存在を確認し、 民間参入の 可能性はどうか。	市が施策を推進する にあたって、市が自ら 運営主体として関与 しなければならない 施設かどうか。	法律等により 設置が義務づけ られているか。	利用圏域の 中で、同種、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間 施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間		利用圏域の 中で、同種、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間 施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間			対象施設	今日的な視点から、 設置目的の意義が 低下していないか。	利用実態が 設置目的に即した ものとなっているか。		サービス内容が 設置目的に 即したものに なっているか。		当該施設の 利用実態から、 利用圏域は どうか。	前年度までの 過去3年間の 利用者数の 推移はどうか。	今後の人口減少 社会にあって、 利用者数の 見込みはどうか。	利用圏域の 中で、同種、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間施 設も含む。)		市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設		
1	鹿野総合支所	可能性はない	関与する必要性が高い	設置が義務付けられている	存在しない				存在しない			対応不可能		低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	1	準広域			非該当	非該当	存在しない			
2	防災倉庫	可能性はない	関与する必要性が高い	義務付けられていない	存在しない				存在しない			対応不可能		低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	1	準広域			非該当	非該当	存在しない			

項番	施設名	(3) サービス配置の適正化									(4) 事業手法の適正化						検討結果一覧表														一次評価結果				
		(3)-1 ・複数のサービスを集約することで施設の 魅力向上が期待される(利用者が共通、提供サービスに関連性がある、世代間の交流が生まれる、他地域との交流が生まれるなど)					(3)-2 ・施設分類が異なるほかの施設で、同様のサービスを提供している ・同様の建物やスペースを利用して目的や内容が異なるサービスを提供している				(3)-3 ・施設が比較的新しくスペースに余裕がある					(4)-1 ・公共施設に係るコストが増加傾向にある等、コスト効率が悪いと判断される ・市が直接運営する必要は無く、民間参入が可能であり、その効果が期待できるか						A ： 統 廃 合	B ： 複 合 化 (集 約 化)	C ： 複 合 化 (共 用 化)	D ： 多 目 的 的 化	E ： 継 続 利 用 (現 状 維 持)	F ： 継 続 利 用 (規 模 縮 小)	G ： 共 同 利 用	H ： 廃 止	I ： 転 用		J ： 民 間 譲 渡	K ： 地 域 移 譲	民 活 の 拡 大	受 益 者 負 担 の 見 直 し
		サービス集約の メリット (メリットあり or 空欄)	建築 経過 年数 (R7.4.1時 点)	評価結果	同地域内で、 施設分類が 異なるが同様の サービスを提供している 施設が複数ある。 ※あれば○	貸館の 稼働率等を 入力	建築 経過 年数 (R7.4.1時 点)	評価結果	有効性 利用度 ①	有効性 利用度 ③	延床 面積 (㎡)	建築 経過 年数 (R7.4.1時 点)	評価結果	代替性 民間参入 ②	効率性 コスト ①	効率性 コスト ②	評価結果	効率性 コスト ③	評価結果																
									前年度までの 過去3年間の 利用者数の 推移はどうか。	今後の人口減少 社会にあって、 利用者数の 見込みはどうか。				施設運営に 民間事業者等の ノウハウの活用が 期待できるか。	前年度までの 過去3年間の 利用者1人 当たりの コストの推移は どうか。	前年度の 利用者1人 当たりの コストはどうか。		前年度の収入と 支出の状況から、 受益者負担の 割合の妥当性は どうか。 ※公の施設のみ回答																	
1	鹿野総合支所	1				1			非該当	非該当	683.57	1			期待できない	非該当	非該当		非該当						○									「継続利用(現状維持)」	
2	防災倉庫	1				1			非該当	非該当	198.00	1			期待できない	非該当	非該当		非該当						○									「継続利用(現状維持)」	

周南市鹿野総合支所施設分類別計画

令和 7 (2025) 年 3 月

鹿野総合支所 地域政策課

〒745-0302 周南市大字鹿野上 3189 番地の 1

電 話 0834-68-2331

F A X 0834-68-2479

電子メール ka-chiiki@city.shunan.lg.jp